

産商商第85号

平成15年7月23日

株式会社ミドリ電化  
代表取締役 安保 詮 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成14年11月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミドリ洛西店

京都市西京区榎原芋峠19-1, 20-9, 47-2, 48, 20-8, 22-2一部

秤谷44-8, 一部, 44-14, 44-16, 44-18, 54-2

#### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

#### 3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日38,763台、休日37,169台（平成11年度道路交通センサス、観測地点1017（西京区大枝中山町））である一般国道9号に面しており、都市計画上の準住居地域に立地している。

周辺地域の状況は、北側には事業所及び道路を隔てて京都市西京まち美化事務所、東側に事業所、西側には店舗が立地しているほか、南側には一般国道9号を隔てて池が位置している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、出席者はなかった。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画により、駐車場の収容台数は減少するが、現状調査等により収容台数の不足が生じる恐れはないと判断される。

仮に、駐車場収容台数に不足が生じた場合には、届出書の配慮事項にも記載している、閉鎖した地下駐車場を一時的に開放すること等により、周辺道路への影響がないよう配慮することが望まれる。